

衆議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和3年4月)

衆議院議員補欠選挙（北海道第2区）

令和3年3月18日
在アルジェリア日本国大使館

衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。**なお、当館では在外公館投票は実施いたしません。**

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

1 補欠選挙の対象区

● 衆議院北海道第2区

札幌市（北区（第1区に属しない区域）、東区）

2 投票することができる方

● 上記1の選挙管理委員会名と衆議院小選挙区が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

（在外選挙人証に衆議院小選挙区が記載されていない場合には選挙管理委員会にお問い合わせ頂くことで小選挙区を確認することができます。）

3 在外選挙の日程

- 告 示 日：2021年4月13日（火）
- 在外公館投票日：2021年4月14日（水）**当館では実施しません。**
- 日本国内の投票日：2021年4月25日（日）

4 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

※「郵便等投票」の方法を選択する場合、事前に登録先の市選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等を請求する必要がありますが、この請求はいつでも行うことができますので、郵便事情もご確認の上、活用ください。